

令和6年度給与改定交渉 妥結内容の概要

事項	概要	実施時期														
給料表の改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表を引上げ改定 ※勧告どおり ○ 業務職給料表（勧告対象外）は行（一）改定を基本に引上げ 	R 6. 4. 1 遡及適用														
特別給の改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.10月引上げ ※勧告どおり （再任用は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月引上げ） 	R 6. 12月期 遡及適用														
給料の調整額の改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表の改定に伴う引上げ改定（+1,000円～+400円） （例）区分8（食肉市場、監察医務院等の現業） 38,400円 → 39,400円（+1,000円） 	R 6. 4. 1 遡及適用														
初任給調整手当の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各区分の金額の引上げ（+8,300円～+500円）※勧告どおり 	R 6. 4. 1 遡及適用														
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用区分の見直し ※勧告どおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆衛生医師 上限 275,700円 → 上限 315,200円（島しょ保健所の区分） ・ 職員共済組合シティ・ホール診療所、精神保健福祉センター、各総合精神保健福祉センター、北療育医療センター及び府中療育センターの医師・歯科医師並びにその他の医療機関で医療業務に従事する医師・歯科医師 上限 179,800円 → 上限 275,700円（都外公署の区分） ○ 支給期間の見直し ※勧告どおり 大学卒業後40年を超えた職員についても、特別の事情があると認められるものについては、実際に手当を支給される期間が40年を超えない範囲内において、手当の支給を可能とする。 	R 7. 4. 1														
扶養手当の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者に係る手当の廃止 ※勧告どおり <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>R 7</th> <th>R 8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>9,000円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現行	改正案		R 7	R 8	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	6,000円	3,000円	廃止	子	9,000円	11,500円	13,000円	R 7. 4. 1
区分	現行			改正案												
		R 7	R 8													
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	6,000円	3,000円	廃止													
子	9,000円	11,500円	13,000円													

<p>地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の見直しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給割合の改正 ○ 異動保障を再任用職員に適用 ○ 地域手当支給割合及び特地勤務手当等との併給調整を見直し ○ 異動保障措置又は新規採用職員特例が適用される場合、特地勤務手当等の月額から地域手当の月額にR 9は 43/100、R10以降は 55/100 の割合を乗じた額を減ずる。 <p>※ 詳細は別紙参照</p>	<p>R 7. 4. 1</p>
<p>通勤手当の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給限度額の引き上げ ※勧告どおり 55,000 円 → 150,000 円 ○ 特別料金等に係る支給 ※勧告どおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給限度額の範囲内において全額支給 ・ 支給対象に①新規採用職員、②再任用職員、③育児、介護等のやむを得ない事情により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員で、異動等により新幹線等による通勤を行う職員と同様に取り扱う必要があるものを追加 (上記に伴い、以下の支給要件を廃止) ・ 新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり 30 分以上短縮されること ・ 異動後の通勤時間が異動直前の 1.5 倍以上になること 	<p>R 7. 4. 1</p>
<p>単身赴任手当の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給対象職員に新規採用職員を加える。※勧告どおり 	<p>R 7. 4. 1</p>
<p>在宅勤務等手当の導入 ※勧告どおり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給要件 <ol style="list-style-type: none"> ① 在宅勤務を実施する職員の自宅又は在宅勤務を実施する職員が介護を行う要介護者の自宅等（所属長があらかじめ認める場合に限る。）において ② 正規の勤務時間（休暇等により勤務しない時間を除く。）の全部を勤務することを ③ 3か月以上の期間（※）について ④ 1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員 <p>※ 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの範囲で設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月の初日において、停職、休職、専従休職、育児休業、公務災害、海外派遣及び配偶者同行休業の期間中にある職員は、当該月に係る手当を支給しない 2 支給金額：月額3,000円 3 支給日：各月の給料の支給日 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅勤務等手当が支給されている期間の通勤手当については、交替制勤務に従事する職員等の例により、1か月当たりの平均通勤所要回数分の運賃額を支給する。ただし、自転車等を利用している職員は、自転車等の使用距離の区分に応じて定める額から、100分の50を乗じて得た額を減じた額を支給する。 	<p>R 7. 4. 1</p>

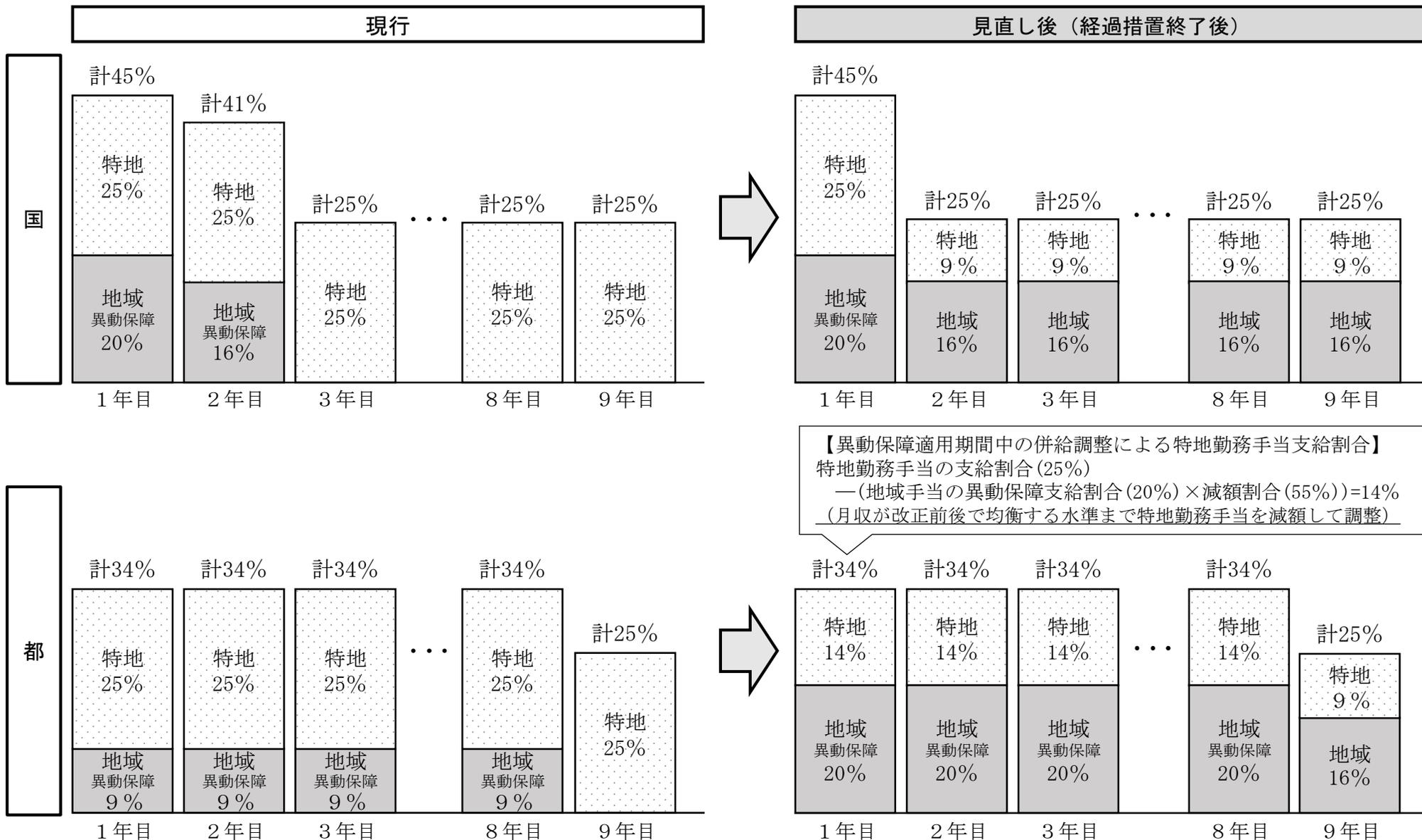
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務1時間当たりの給料等の額に算入する手当に、在宅勤務等手当を追加する。 ○ 会計年度任用職員については、在宅勤務等手当に相当する報酬を第一種報酬とし、常勤職員の例により支給する。 															
宿日直手当の改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金額の改定 給料表の改定に伴う引上げ改定（+100円～+50円） （例）宿直勤務規程等による宿直勤務（管理宿直） 現行 6,000円 → 改定後 6,100円（+100円） 	R 6. 4. 1 遡及適用														
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区分の見直し 勤務時間に応じて手当額を決定する取扱いの見直し （例）宿直勤務規程等による宿直勤務（管理宿直） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">勤務時間</td> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">管理宿直</td> <td style="text-align: center;">5時間以上</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> <td></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">管理宿直</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5時間未満</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td></td> </tr> </table>	区分	勤務時間	金額	→	区分	金額	管理宿直	5時間以上	6,000円		管理宿直	6,100円	5時間未満	3,000円	
区分	勤務時間	金額	→	区分	金額											
管理宿直	5時間以上	6,000円		管理宿直	6,100円											
	5時間未満	3,000円														
旅費制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務旅行の前又は後に連続する私事旅行をした場合も、公務旅行に要する旅費を支給 	R 6. 12. 1														
超過勤務の免除に係る制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 超過勤務の免除の対象となる職員が養育する子の範囲の見直し 3歳未満の子 ⇒ 小学校就学の始期に達するまでの子 	R 7. 4. 1														
フレックスタイム制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ フレックスタイム制における平日の週休日の追加の取扱いの見直し 4週間ごとの期間につき1日限り ⇒ 1週間ごとの期間につき1日限り 	R 7. 4. 1														
子どもの看護休暇の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休暇の名称及び取得事由の見直し 【名称】 子どもの看護休暇 ⇒ 子どもの看護等休暇 【取得事由】 看護、予防接種、健康診断 ⇒ 看護、予防接種、健康診断、<u>行事参加（入園・入学式、卒園式等）、感染症に伴う学級閉鎖</u> 	R 7. 4. 1														
子育て部分休暇制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て部分休暇（無給）の導入 【対象】 小学校第三学年までの子を養育する職員（育児短時間勤務を行う職員、部分休業を取得することができる職員を除く。） 【期間】 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内 	R 7. 4. 1														

<p>夏季休暇の見直し</p>	<p>○ 交替制勤務等職員以外の全職員の取得期間の見直し 7月1日～9月30日 ⇒ 6月1日～10月31日 ※現行は、交替制勤務等職員のみが6月1日～10月31日</p>	<p>R 7. 4. 1</p>
<p>会計年度任用職員の報酬額の改定時期に係る取扱いの見直し</p>	<p>○ 常勤職員の給与との権衡を考慮し、改定時期も常勤職員に準ずる。</p>	<p>常勤職員の給与改定が実施された場合</p>
<p>会計年度任用職員に係る勤務時間制度等の見直し</p>	<p>○ 超過勤務の免除に係る制度の見直し 常勤職員と同様</p> <p>○ 子どもの看護休暇の見直し 常勤職員と同様</p> <p>○ 子育て部分休暇の導入 常勤職員と同様。ただし、下記に記載の事項は、会計年度任用職員のみ取扱い</p> <p>【対象】 次の要件をいずれも満たす必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上 ・ 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある <p>【期間】 1日の定められた勤務時間が7時間45分でない職員においては、1日の定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間以内で承認</p> <p>○ 夏季休暇の見直し 常勤職員と同様</p>	<p>R 7. 4. 1</p>

地域手当の支給割合

項目	区分	現行	改正案			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
公署の支給割合	区部・多摩公署	20%				
	島しょ公署	0%	4%	8%	12%	16%
	都外公署	12%				16%
異動保障措置の 支給割合	区部・多摩公署から島しょ公署へ異動する職員	9%			16%	20%
	区部・多摩公署から都外公署へ異動する職員	20%				
	都外公署から島しょ公署へ異動する職員	5.4%		12%	同一支給割合のため、なし	
新規採用職員特例の 支給割合	新規採用直後から 島しょ公署で勤務する職員	9%			16%	20%
	新規採用直後から 都外公署で勤務する職員	20%				

地域手当に係る国の勧告内容と都の見直し（最終案）のイメージ



※ 区部で勤務する職員が小笠原に所在する公署に異動する場合の支給割合

※ 併給調整は特地勤務手当（へき地手当）の月額から地域手当の月額に相当する額を減じる制度であるが、便宜上割合で表示

※ 地域手当は特別給（期末手当・勤勉手当）の算定基礎（特地勤務手当及びへき地手当は算定基礎の対象外）